

宮城県私立学校被災児童生徒就学援助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、東日本大震災により被災し、経済的に就学困難な状況になった県内に所在する私立の小学校、中学校又は中等教育学校前期課程（以下「私立学校」という。）に在学している児童及び生徒又は就学予定者（以下「児童等」という。）の保護者等に対して、児童等の就学機会を確保するため、宮城県が交付する私立学校被災児童生徒就学援助金（以下「援助金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律26号）第16条に規定する保護者をいう。同法に基づき保護者がいない場合は、児童等の生計を維持している者を保護者とみなす。

(対象者)

第3 援助金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者等であって、援助金の申請年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額（保護者等が2人以上いるときは、その全員の額を合算した額。以下同じ。）が128,300円以下又は非課税である者とする。

- (1) 保護者等又は児童等が居住する家屋（借家を除く。）に東日本大震災による被害が生じ、市町村が発行する罹災証明書の判定が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」となった場合（ただし、「半壊」の場合には、保護者等の援助金の申請年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額が非課税である場合に限る）
- (2) 保護者等が、東日本大震災の影響により死亡した場合
- (3) 東日本大震災を起因とし、保護者等の収入が著しく減少した場合
- (4) 保護者等が、福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域又は計画的避難区域に居住していた者又は緊急時避難準備区域、屋内避難指示が出ていた区域、特定避難勧奨地点に居住していた者のうち市町村の判断により避難した者である場合
(援助金の額及び対象経費)

第4 援助金の額は、別表1に掲げる対象経費区分に対応する対象学種及び児童等の学年に基づき、同表交付金額欄に掲げる額とする。

(他の事業との調整)

第5 他から同種の就学援助を受けているときは、この要綱に基づく援助金は交付しない。

2 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく教育扶助及び生活扶助を受けている経費については、この要綱に基づく援助金は交付しない。

(交付の申請)

第6 援助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付区分ごとに宮城県私立学校被災児童生徒就学援助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）及び宮城県私立学校被災児童生徒就学援助金実費額実績申告書（様式第2-1号から第2-4号）に必要書類を添えて、児童等が在学する又は就学予定の学校を設置している学校法人理事長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

2 学校法人理事長は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類に不備がないか確認し、宮城県私立学校被災児童生徒就学援助金交付申請書等進達書（様式第3号）及び宮城県私立学校被災児童生徒就学援助金請求書（様式第4号）を添えて、別表2に定める期限までに知事に対して提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第7 知事は、援助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付又は不交付の決定をするものとする。

2 知事は、援助金の交付を決定したときは、宮城県私立学校被災児童生徒就学援助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。また、援助金の不交付を決定したときは、宮城県私立被災児童生徒就学援助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の決定結果については、学校法人理事長を通じて申請者に通知するとともに、学校法人理事長にも通知するものとする。

(交付の方法及び時期)

第8 援助金は、学校法人理事長を通じて交付するものとし、援助金を受領した学校法人理事長は、援助金の交付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対してその全額を確実に受け渡さなければならない。ただし、受給者から明確な同意を得られた場合に限り、私立学校において徴収すべき金額を控除した上で受け渡すことができる。

2 援助金は、別表2に掲げる交付区分及び計算期間に対応する交付時期までに、3回に分けて交付するものとする。ただし、やむを得ない理由により各計算期間後に申請があった者については、この限りではない。

(援助金の額の確定及び通知)

第9 知事は、年度末に交付すべき援助金額を確定し、宮城県私立学校被災児童生徒就学援助金確定通知書(様式第7号)により受給者に対して通知するとともに、学校法人理事長に対して当該通知書の写しを送付する。

(変更等の届出)

第10 受給者は、児童等及び保護者等の住所、氏名、在学状況等、交付申請書に記載のある事項に変更が生じた場合には、学校法人理事長を通じ、速やかに知事に届出をしなければならない。

(決定の取消し)

第11 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、援助金の交付を受けたとき。
- (2) 援助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) この援助金の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (4) 受給者から援助金を辞退する申し出があったとき。

(援助金の返還)

第12 知事は、第11の規定により、交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に援助金が交付されているときは、期日を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項の返還の命令に係る援助金の交付の決定の取り消しが、第11第2号、第3号及び第4号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、受給者の申請により、返還の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞金)

第13 受給者は、第11の規定に基づく取り消しにより、援助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る援助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該援助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない(算出した加算金の額が1,000円未満の場合を除く)。

2 援助金を2回以上の交付区分で受領していた場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する援助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、受給者の納付した金額が返還を命ぜられた援助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた援助金の額に充てられたものとする。

4 受給者は、援助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない（算出した延滞金の額が1,000円未満の場合を除く）。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた援助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（理由の提示）

第14 知事は援助金の交付の決定の取消しをするときは、受給者に対してその理由を示さなければならない。

（その他）

第15 この要綱に定めるもののほか、援助金の取扱いに関する細目については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月30日から施行し、平成23年度の援助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度予算に係る援助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年9月29日から施行し、平成26年度予算に係る援助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月7日から施行し、平成28年度予算に係る援助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年度予算に係る援助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年9月26日から施行し、平成29年度予算に係る援助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月11日から施行し、令和元年度予算に係る援助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月18日から施行し、令和2年度予算に係る援助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年度予算に係る援助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年度予算に係る援助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月15日から施行し、令和5年度予算に係る援助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、援助金に係る予算が成立した場合に、当該援助金にも適用するものとする。

(別表 1)

対象学種	対象経費	学年	交付金額
小学校 就学予定者	新入学児童生徒学用品費	—	(実費)限度額 54,060 円
小学校	修学旅行費	第 6 学年	(実費)限度額 22,690 円
	校外活動費	宿泊を伴わないもの	第 1-5 学年 (実費)限度額 1,600 円
		宿泊を伴うもの	第 1-5 学年 (実費)限度額 3,690 円
	教科書・教科書以外の図書費、学用品・実験実習材料費、その他の学校教育費	全学年	年額 11,630 円
	通学費	全学年	(実費)限度額 40,020 円
	通学用品費	全学年	年額 2,270 円
	新入学児童生徒学用品費	第 1 学年	(実費)限度額 54,060 円
	学校給食費	全学年	(実費)限度額 53,000 円
	オンライン学習通信費	全学年	(実費)限度額 14,000 円
中学校 就学予定者	新入学児童生徒学用品費	—	(実費)限度額 <u>63,000</u> 円
中学校	修学旅行費	第 3 学年	(実費)限度額 60,910 円
	校外活動費	宿泊を伴わないもの	第 1-2 学年 (実費)限度額 2,310 円
		宿泊を伴うもの	第 1-2 学年 (実費)限度額 6,210 円
	体育実技用具費	全学年	(実費)限度額 7,650 円
	教科書・教科書以外の図書費、学用品・実験実習材料費、その他の学校教育費	全学年	年額 22,730 円
	通学費	全学年	(実費)限度額 80,880 円
	通学用品費	全学年	年額 2,270 円
	新入学児童生徒学用品費	第 1 学年	(実費)限度額 63,000 円
	学校給食費	全学年	(実費)限度額 62,000 円
オンライン学習通信費	全学年	(実費)限度額 14,000 円	

注 1 実費により定める額は、限度額の範囲内で、学校法人理事長から援助金の実費額に係る実績報告を受けた額とし、報告様式は別に定める。

注 2 修学旅行の実施学年は、各学校の実態に合わせて読み替えるものとする。

注 3 就学予定者が対象となる経費は、新入学児童生徒学用品費のみとする。

注 4 第 1 学年の新入学児童生徒学用品費の限度額は、就学前に新入学児童生徒学用品費の交付を受けた場合にあつては、就学前に交付を受けた額を除いた額とする。

注 5 オンライン学習通信費は世帯ごとの支給とする。対象経費は、学校長が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）とする。

(別表2)

○小学校に在学する児童・中学校に在学する生徒

交付区分	計 算 期 間	交付時期
第1期	4月から7月までの在学期間に応じた年額援助金及び実費額援助金の内、8月末日までに学校法人理事長から確認報告のあった実費額	10月
第2期	8月から11月までの在学期間に応じた年額援助金及び実費額援助金の内、12月の第二金曜日までに学校法人理事長から確認報告のあった実費額	1月
第3期	12月から3月までの在学期間に応じた年額援助金及び実費額援助金の内、3月31日までに学校法人理事長から確認報告のあった実費額	翌年度の4月

注1 引き続き2月以上在学する生徒等については、月の初日又は末日に在学していれば、当該月は1か月在学したものとみなして月額援助金額を計算できるものとする。

注2 確認報告期限が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、翌開庁日を報告期限とする。

○小学校・中学校就学予定者

交付区分	計 算 期 間	交付時期
第1期	4月から7月までの期間に支払が生じた新入学児童生徒学用品費実費額の内、8月末日までに学校法人理事長から確認報告のあった実費額	10月
第2期	8月から11月までの期間に支払が生じた新入学児童生徒学用品費実費額の内、12月の第二金曜日までに学校法人理事長から確認報告のあった実費額	1月
第3期	12月から3月までの期間に支払が生じた新入学児童生徒学用品費実費額の内、3月31日までに学校法人理事長から確認報告のあった実費額	翌年度の4月

注 確認報告期限が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、翌開庁日を報告期限とする。

